

第3章 計画の内容

基本方針1

男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

平成11(1999)年の男女共同参画社会基本法施行後、本市では、平成14(2002)年に男女共同参画基本計画を策定、平成21(2009)年には男女共同参画を推進するための条例を施行し、新計画の策定・見直しを行うとともに、講演会の開催等により男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に努めてきました。

すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会を実現していくには、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。

そのためには、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{※2}などの意識を改める必要があります。

「男性は仕事、女性は家事や育児」という考えを持っている人は、令和5(2023)年5月に実施した市民アンケート結果において、18.8%と、平成25(2013)年の45.4%からかなり減少していることから、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。(P13図8)

また、男女の地位や立場の平等感については、同じく市民アンケート結果において家庭・地域・学校それぞれで、平等だと感じる割合は5割を超えてはいるものの、男性の方が優遇されている、どちらかというと優遇されていると思う人の割合は、学校教育の場以外の場で4割弱となっており、働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることを表しています。(P13～15図9)

男女共同参画意識の形成は、子どもの頃からジェンダー平等の重要性を伝えることが必要であり、学校や家庭での教育が大きな役割を担っています。共働きの両親が協力して家事や育児をしている姿を見て育つことにより、女性だけではなく、男性も家事・育児をすることが当たり前という意識が芽生え、大人になっても抵抗なく家事や育児を共に担っていくことが期待されます。

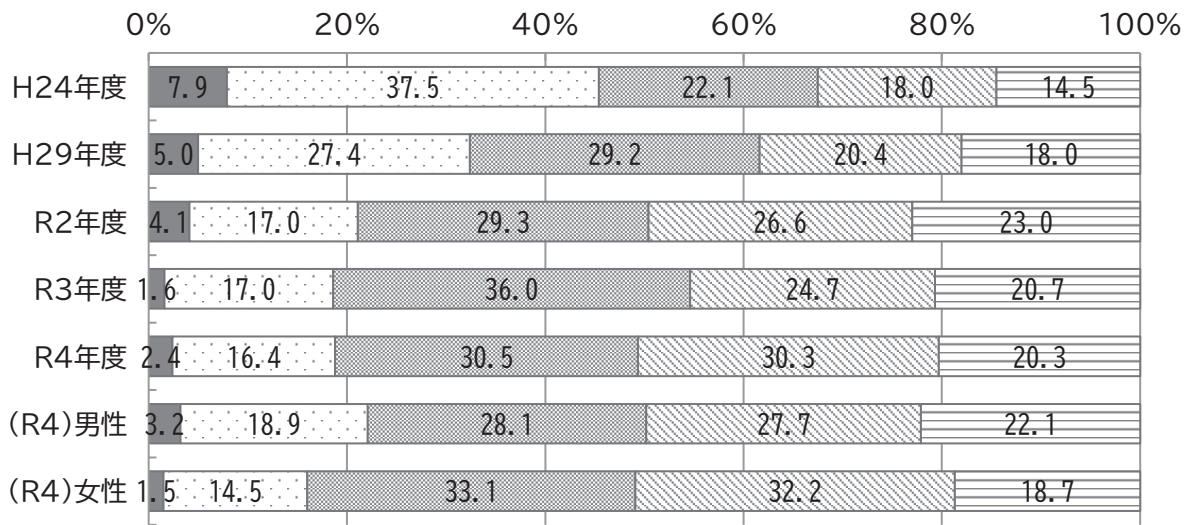
性別による固定観念や偏見は、女性だけではなく男性にとっても生きづらさを感じる要因となっており、さらには、性の多様性に対する理解を進めるに当たり弊害となる要因の一つでもあり、このような意識の解消が重要な課題です。

「男性は仕事、女性は家庭」という「昭和モデル」の社会から、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」の実現に向け、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要があります。

※2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。男性だから力持ちだ、子育て中の女性は泊りがけの出張はできない、給与が高い人のほうが偉いなど、無意識の偏見や思い込みから偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

図8 「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方について



※H24 年度…第2次計画策定時

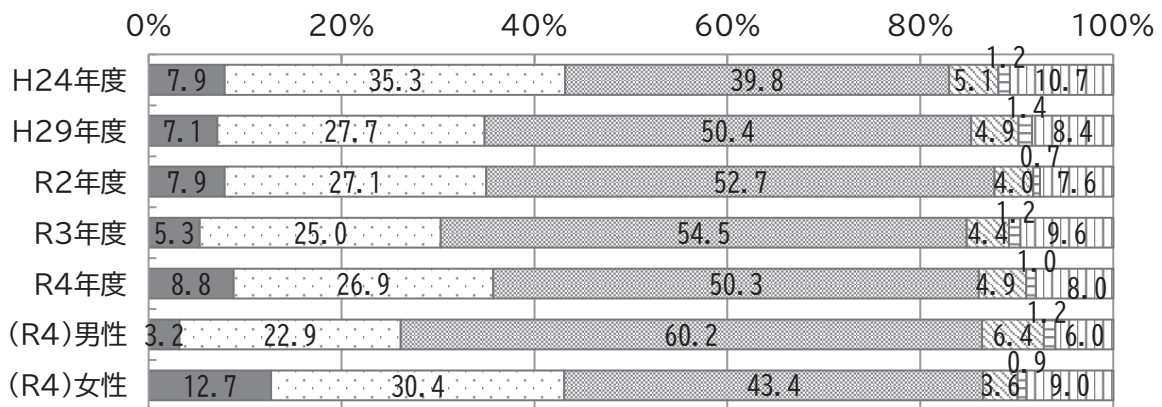
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H29 年度…計画見直し時

■ 賛成 □ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ▨ 反対 ▨ わからない・無回答

図9 男女の平等感

<家庭生活>



資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

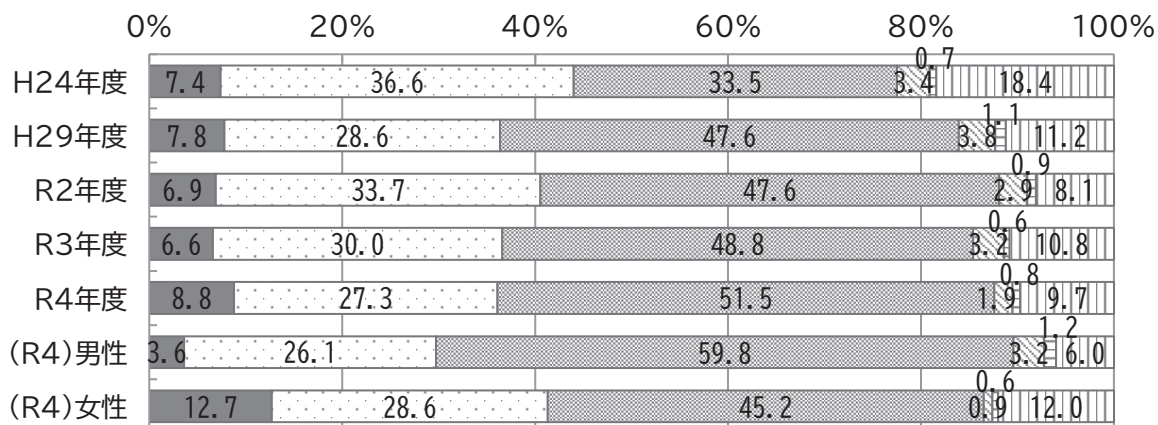
※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時

■ 男性の方が優遇されている □ どちらかといえば男性が優遇されている
 ■ 平等である ▨ どちらかといえば女性が優遇されている
 ▨ 女性の方が優遇されている ▨ 無回答

図9 男女の平等感

<地域社会>



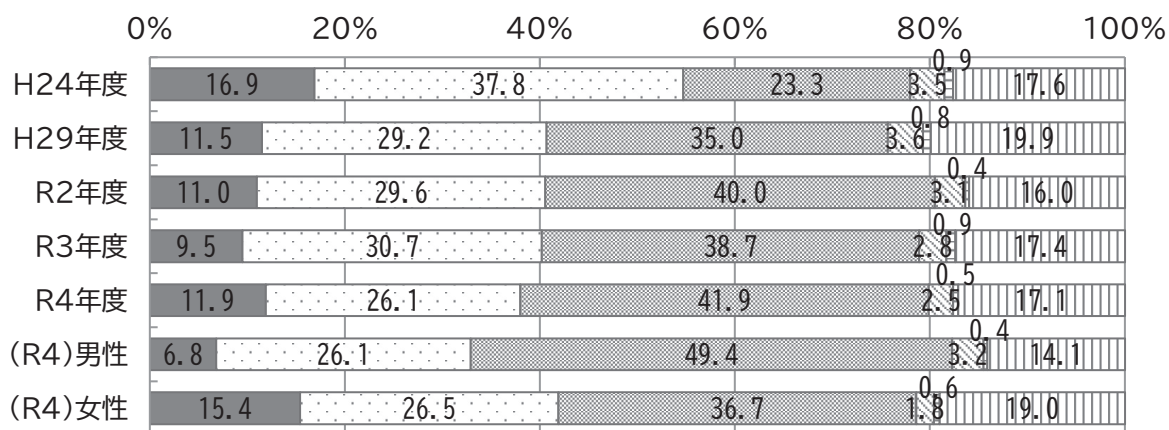
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時



<職場>



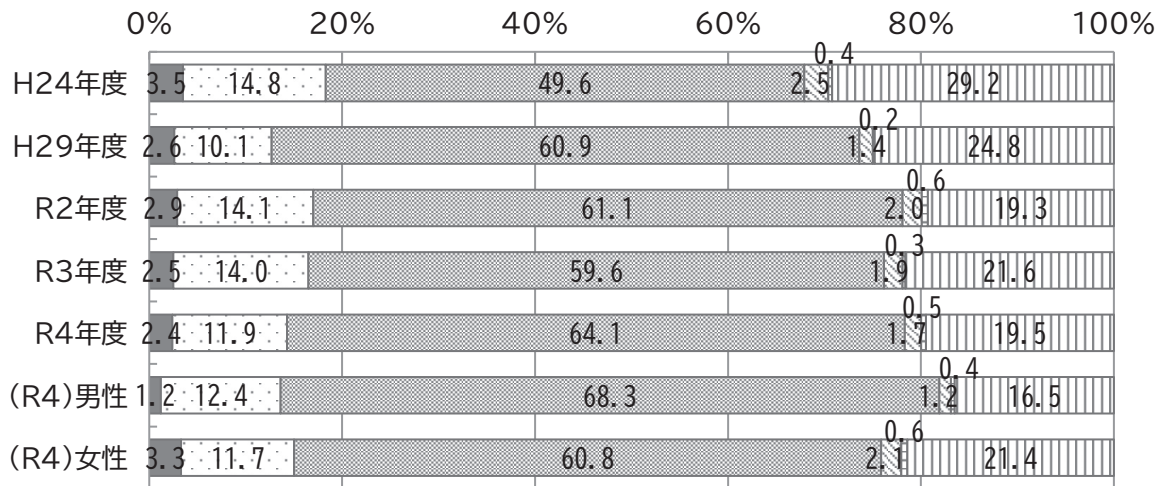
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時



<学校教育の場>



資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時



江別市男女共同参画を推進するための条例

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

主な取組

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人たちに対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます。
- ・子どもの頃から家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝えることに努めます。
- ・性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

主な関連計画

- 江別市子ども・子育て支援事業計画
- 江別市高齢者総合計画
- 江別市学校教育基本計画
- 江別市社会教育総合計画

基本方針2

政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

令和5年(2023)6月に公表されたジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中125位となり、「教育」と「健康」は世界でトップクラスである一方、「政治」と「経済」は値が低く、日本の女性活躍推進は、諸外国と比べかなりの遅れをとっていると言えます。

本市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例により、審議会等の委員の数を男女のいずれかが4割未満にならないよう努めると規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきました。これまでの選考方法の見直しや、公募委員の拡充、各推薦団体への協力依頼などにより、市の女性の登用率は30.9%と上昇してきているものの、いまだ4割に届かない状況であります。

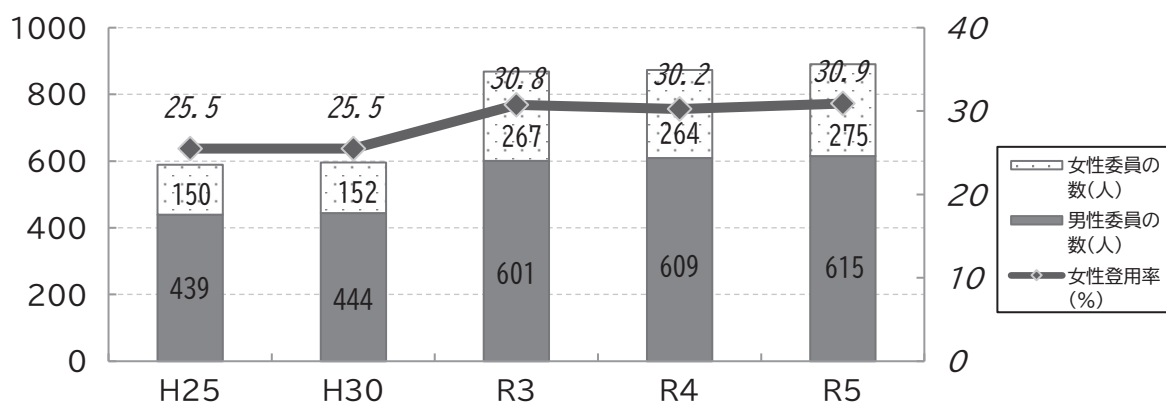
(図10)

一方、令和5(2023)年4月1日現在の江別市職員における女性職員の割合(医療職を除く)は27.4%で、同じく管理職の女性職員の割合は10.9%、同じく係長相当職の女性職員の割合は21.5%と、市職員における男女の差は縮まってきており、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境が整ってきています。(P17図12)

令和5(2023)年5月現在の江別市議会における女性議員の割合は44%と、全国でも高い数値となっており、政治分野での女性の活躍が進んでいることから、全国的にも注目されています。

男女共同参画アンケートで管理職に昇進したくない女性の割合が6割弱という結果から、政策や方針決定への女性の参画を推進するためには、仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランス※3の実現に向けた環境整備のみならず、女性自身が積極的に参加しようという意識の転換も必要です。(P10図4)

図10 審議会等の女性登用状況(男女別委員数・女性委員登用率)



資料:令和3年までは総務部総務課、令和4年からは市民生活課市民協働担当(基準日4月1日)

図11 江別市役所の職員数の状況

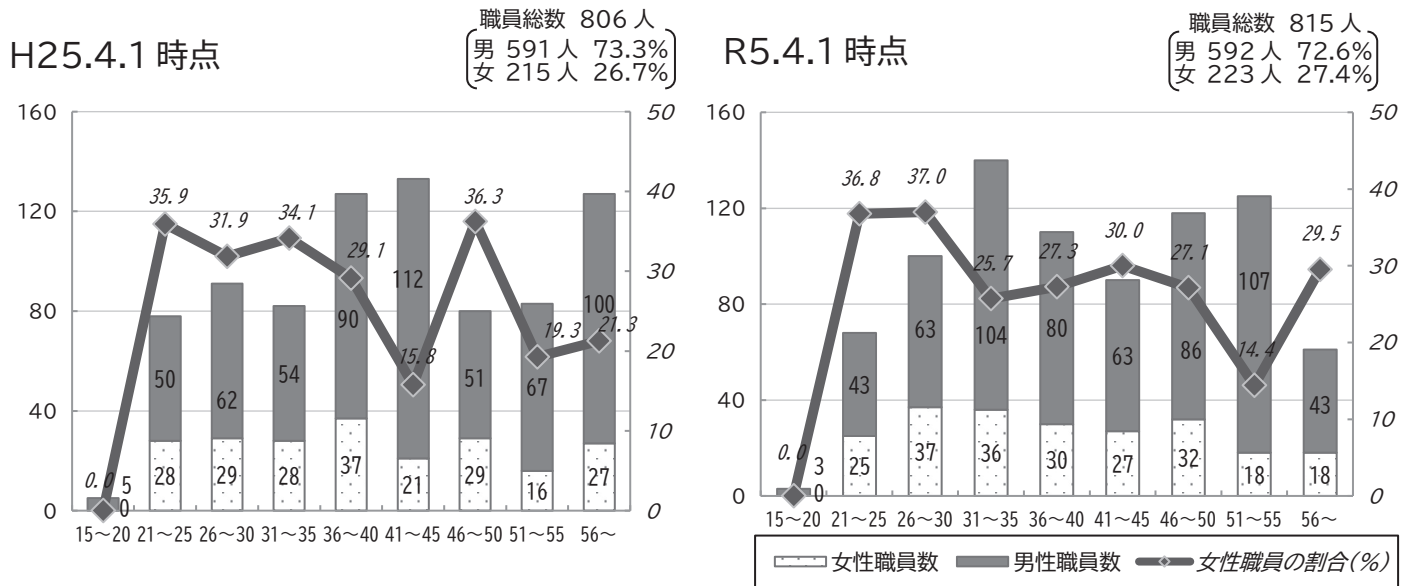


図12 江別市役所の職員の階級別登用状況

(人)

年度	H25			H29			H30			R3			R4			R5		
階級	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合
部長相当職	13	0	0.0%	10	1	9.1%	11	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%
次長相当職	16	2	11.1%	19	0	0.0%	19	0	0.0%	20	1	4.8%	23	1	4.2%	20	1	4.8%
課長相当職	84	5	5.6%	84	4	4.5%	84	7	7.7%	88	12	12.0%	83	13	13.5%	82	13	13.7%
主幹相当職	26	4	13.3%	31	1	3.1%	34	2	5.6%	33	2	5.7%	31	1	3.1%	30	1	3.2%
係長相当職	166	29	14.9%	153	42	21.5%	155	43	21.7%	164	41	20.0%	167	42	20.1%	168	46	21.5%
係 員	286	175	38.0%	302	159	34.5%	294	157	34.8%	268	169	38.7%	268	164	38.0%	279	162	36.7%
合 計	591	215	26.7%	599	207	25.7%	597	209	25.9%	586	225	27.7%	585	221	27.4%	592	223	27.4%
うち管理職	113	7	5.8%	113	5	4.2%	114	7	5.8%	121	13	9.7%	119	14	10.5%	115	14	10.9%

資料:総務部職員課(基準日4月1日:医療職を除く)

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことをいい、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。(内閣府「男女共同参画ハンドブック」より)

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

主な取組

- ・審議会等への参加時の託児やオンライン会議での出席など、女性が参加しやすい環境整備に努めます。
- ・市職員においては、男女を問わず、多様な研修や職務経験により、職域による男女比の偏りの減少に努めるとともに、キャリアアップを支援する体制を整え、昇任意欲向上を図ります。
- ・政策や方針決定過程への女性の参画を促進するために、人材育成セミナーへの女性の参加を促し、女性の意欲向上を図ります。

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画

基本方針3

働く人たちの男女共同参画及び仕事と生活の調和の推進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法、女性活躍推進法などの法整備により、結婚・出産後も働く女性が増加し、女性の年齢階級別労働力率※4における、M字カーブ※5の底が浅くなり、令和4(2022)年時点の共働き世帯は、専業主婦世帯の3倍近くとなっています。(P20図13、図14)

江別市民が感じている職場における男女の平等感は、近年では4割を超え徐々に上がってきており、男女共同参画アンケートによると、約5割が仕事の内容や待遇面で性別による差はないと答えている一方で、4割弱の方は、男性が優遇されていると感じています。(P11図6、P14図9)

また、女性は男性に比べ雇用が不安定な非正規雇用が多く、令和2(2020)年国勢調査では、江別市で働く女性の63.1%が非正規雇用者となっており、全国より11ポイント程高くなっています。

この他、農業や自営業などでは、労働時間や報酬が不明瞭になりがちですが、どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

本市においては、市内に所在する事業所における雇用実態等を調査し、雇用環境悪化に対する抑止とともに、雇用環境整備に係る諸施策の検討や創業を目指す方を対象とした創業支援相談員を設置するなどの環境整備に努めてきたところです。

男性の育児休業については、令和4(2022)年度における男性市職員の取得率は52.8%と上昇していますが、市内事業所の男性の育児休業の取得は進んでいるとは言えず、男性の育児休業取得は、男女共同参画の推進において重要な取組の一つであり、男女共に仕事と育児や介護が両立できる環境整備が課題です。(P21図15)

女性が仕事を持つことについて、男女共同参画アンケートでは、結婚・出産で一時的に辞めても子どもが大きくなったら働くほうがよいと4割近くの方が答えており、男女共に均等な就業機会と待遇が得られ、また女性が働き続けられる環境を整備するとともに、結婚や出産、介護等を機に離職した人たちの再就職に対する支援が課題です。(P9図2)

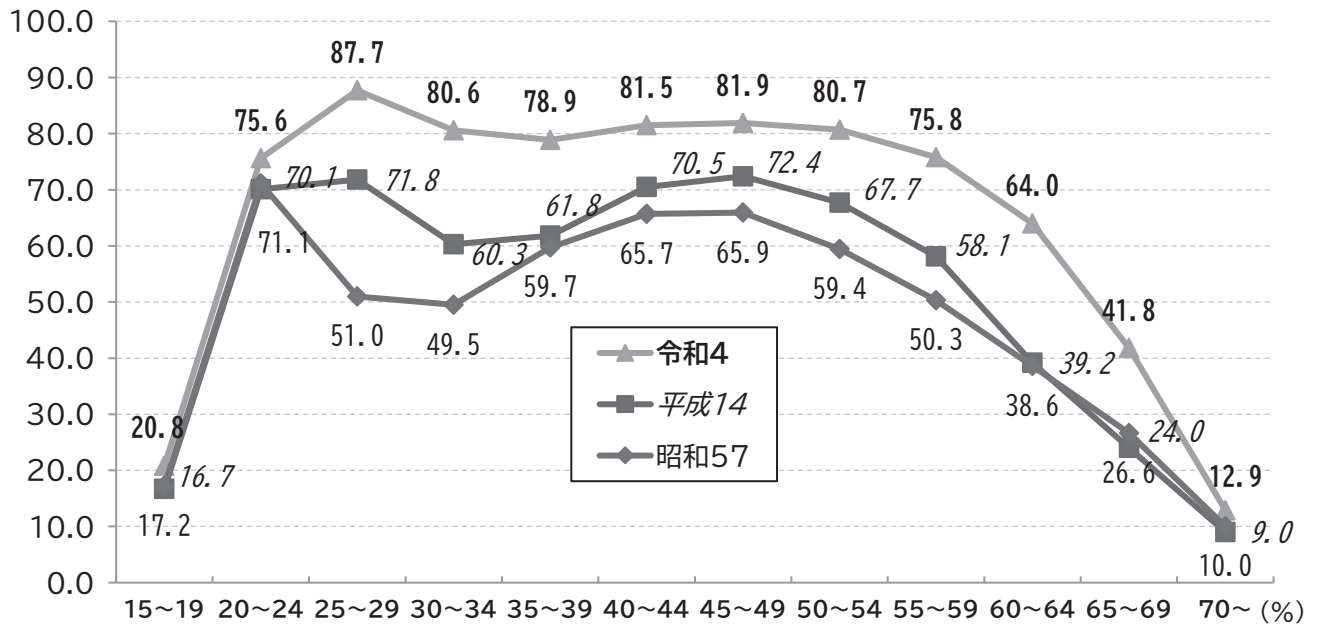
※4 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合のことをいいます。(内閣府「男女共同参画白書 平成30年版」より)

※5 M字カーブ

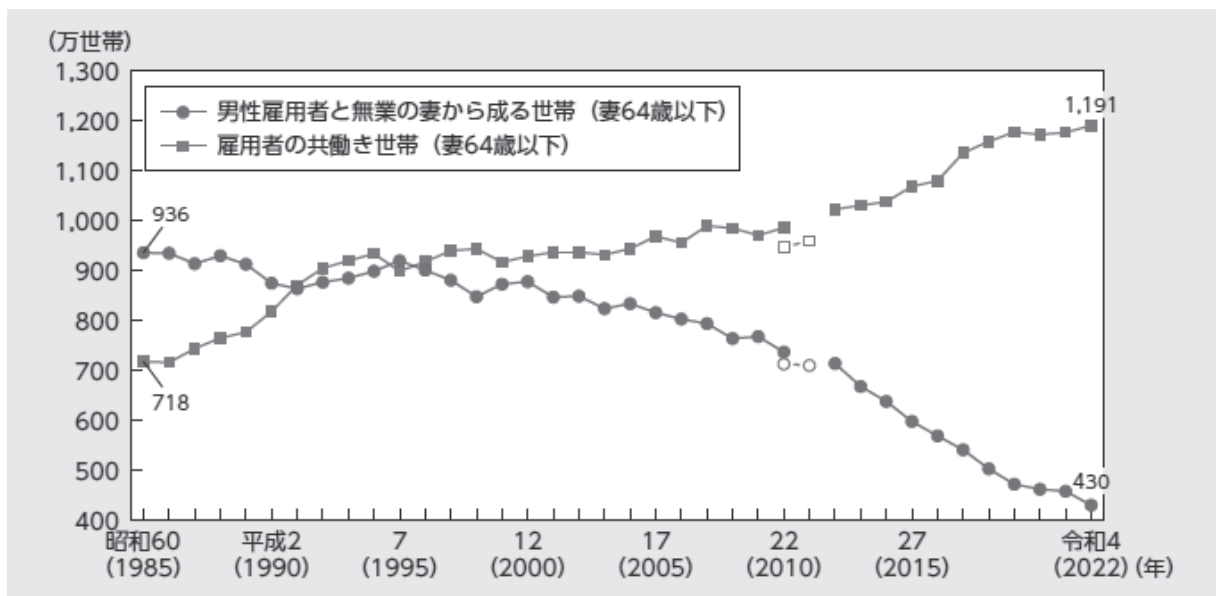
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

図13 女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)



資料:内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

図14 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)



資料:内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

図15 市職員の男女別の育児休業取得率

	H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
一般事務職	18.2%	100.0%	10.5%	100.0%	16.7%	100.0%	53.3%	100.0%	51.9%	100.0%	86.7%	100.0%
技術職	0.0%	—	16.7%	100.0%	28.6%	100.0%	33.3%	100.0%	50.0%	—	75.0%	—
消防職	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	—
保育士職	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	0.0%	100.0%
その他(資格職)	0.0%	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%
医療職	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	66.7%	100.0%	28.6%	100.0%	42.9%	100.0%
全体	6.9%	100.0%	8.6%	100.0%	15.4%	100.0%	36.7%	100.0%	38.8%	100.0%	52.8%	100.0%

※男性の取得者 29名中2名 35名中3名 26名中4名 30名中11名 49名中19名 36名中19名

資料:総務部職員課

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組(積極的格差是正措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

主な取組

- ・市内事業所等に男女の均等な雇用と待遇の確保、セクシャル・ハラスメント※6や妊娠・出産・育児・介護等を理由とするハラスメントの防止に向けた広報や意識啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努めます。
- ・事業所に向け、ワーク・ライフ・バランスの推奨や、仕事と家庭の両立支援、介護離職防止に向けた支援など国で行っている制度などについて周知に努めます。

※6 セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいいます。(江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より)

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画
- 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 江別市農業振興計画

基本方針4

子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

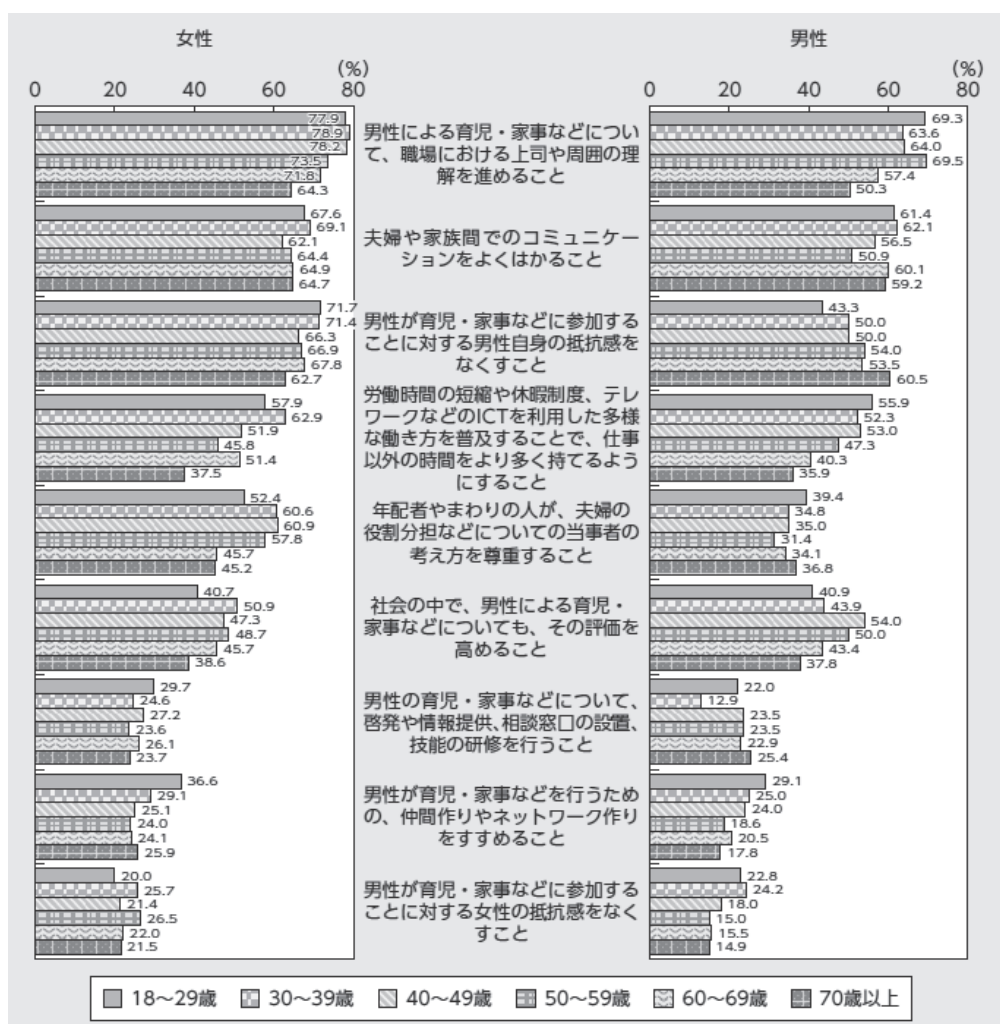
●現状と課題

近年、働く女性が増え、共働き世帯が主流となっている現在、女性の活躍を推進するためには、男女共に仕事と家庭の両立が可能な環境づくりが必要であります。

家庭生活における役割分担をみると、女性が担っている部分が多く、家事や育児をしながら仕事をするということは、女性にとって負担が大きく、男性が積極的に家事や育児を担っていく環境づくりが課題となっています。(P6～8図1)

国が行った世論調査では、男性が積極的に家事・育児・介護を担っていくためには、男性の家事・育児・介護について職場や周囲の理解が進むこと、家族で分担について十分に話し合うなどコミュニケーションを図ること、働き方を見直し、仕事以外に家族での時間にゆとりを持たせることが必要だという意見が多くみられ、周囲の理解と働き方の見直しが課題であります。(図16)

図16 男性が家事・育児等に積極的に参加するために必要なこと



資料：内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

特に、育児に関しては、両親で育児を行うことが、子どもにとっても良い影響を与えることから、父親が母親と共に育児を担うことは当たり前という男女共通の意識を持つことが必要です。

男性が家事・育児・介護に関わる時間が少ない要因の一つとして、男性の長時間労働が挙げられており、仕事中心の生活から仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を行う必要があります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3条(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

主な取組

・男女が協力して家事・育児・介護を担っていくことは当たり前という社会となるよう、セミナーや事例紹介などにより、すべての世代に対し意識啓発を図ります。

・家事・育児・介護など女性が多く担っている無償労働の負担を減らすために、民間や行政によるサービスを利用しやすい生活環境の整備に努めます。

主な関連計画

●江別市子ども・子育て支援事業計画 ●江別市高齢者総合計画

基本方針5

あらゆる暴力根絶の取組

●現状と課題

暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合でも、たとえ身近な関係にあったとしても許されない行為です。特に女性に対する暴力は、固定的性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であるとも言われており、その根絶に向けた対策が必要です。

DV(配偶者等からの暴力)被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあり、暴力を目撃した子どもにも様々な心身の症状が表れることもあります。

また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。

「男女共同参画白書」によると、DV相談件数は年々増加しており、江別市においてもDVに関する相談件数は、増加傾向であることから、相談体制の強化や被害者及び子どもが安心して暮らせる環境を整えるための支援が課題であります。

昨今では、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などのほか、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力が多様化しており、複数の困難な状況を抱え貧困に陥る若年層が増えているため、迅速かつ丁寧に対応していく必要があります。

そして、暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

女性だけではなく、男性や性的マイノリティの方々も含めた相談・支援体制を充実させるとともに、被害の潜在化の防止や、警察、女性相談援助センター、民間団体等関係機関との連携強化など、あらゆる暴力の根絶のための対応が求められています。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

主な取組

- ・DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。
- ・子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待に当たり、子どもの心身の発達に影響を与えるため、DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化に努めます。
- ・被害者の避難や相談が安心してできるよう、相談窓口の周知等の支援を行います。

主な関連計画

- 江別市子ども・子育て支援事業計画

基本方針6

生涯にわたる男女の健康支援

●現状と課題

女性も男性も互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意し、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった年代に応じて心身の状況が大きく変化するという特性から、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{※7}の視点を重視し、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うことが重要であります。

そして、生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要があります。

また、女性が生涯にわたり健康であるためには、男女共に年代ごとの取組が必要で、若年層から、人工妊娠中絶、性感染症などについて正しい知識を身につけるための啓発、妊娠・出産への支援や不妊治療にかかる経済的負担の軽減と職場の理解促進、更年期障害への理解や治療の普及の促進が必要であります。

なお、本市では、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指して、平成29(2017)年4月に「健康都市えべつ」を宣言し、健康寿命の延伸に向けた取組を進めています。

※7 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

主な取組

・妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図ります。

・乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性や健康づくり情報を発信していきます。

・日頃から健康を意識し、健(検)診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

主な関連計画

- えべつ市民健康づくりプラン21
- 江別市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 江別市特定健康診査・特定保健指導実施計画

基本方針7

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

●現状と課題

東日本大震災などこれまでに発生した災害により、復興や避難所運営における男女共同参画の必要性が認識されてきました。特に避難所運営においては、男性がリーダーとなっているケースが多く、女性の視点を欠いた運営により、様々な不都合が生じた事例もありました。

今後においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という固定的性別役割分担意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要です。

近年の被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災に関する知識や対応力を身につけ、災害対策決定の場や防災活動の場に高齢者、女性、子ども、障がい者、性的マイノリティなど多様な視点から意見を取り入れられる仕組みづくりが重要と考えることから、北海道胆振東部地震発生後、多様なニーズに配慮できるよう江別市避難所運営マニュアルを改訂しました。

こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、性別や年齢などに関わらず、多様な意見が反映されるためには、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に誰もが参画できる仕組みと、自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識の改革を進める必要があります。

主な取組

- ・防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性や性的マイノリティなど多様な目線を重視した備蓄や避難所運営訓練を実施します。
- ・防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。
- ・市の防災会議の委員に女性を積極的に登用していきます。

主な関連計画

- 江別市地域防災計画